

あなたの家、建て替え出来ますか？

増木の 建て替え調査 サービス

万が一建て替えが出来ないとその土地は将来性がなく、固定資産税を支払い続けるマイナスの価値しかない**負動産**となりかねません。

こんなケースにあてはまっていますか？

- 前面道路が4メートル未満である
- 敷地の間口が2メートル未満だ
- 行き止まりの道になっている
- 前面道路がL型の無い私道
- 隣の家と道を共有している
- 市街化調整区域内に建っている
- 遺跡が出た
- 高圧線が上を通っている
- 前面私道に持分が無い
- 建て替えが難しそうだという噂を聞いた...

調査してわかった内容に則した、適切な対策が必要です。

- 建て替えができない理由
- 希望の建物が建てられるのか？
- 固定資産税は支払っているのに建て替えできないの？
- どうしたら建て替えができるか？
- 住み続けることはできる？
- 相続税評価はどうなる？
- どの位の価値があるの？



調査報告資料



- 1 法務局謄本調査 土地・建物・私道、ゴミ置場の持分等
- 2 行政調査 都市計画道路・道路のセットバック・用途地域別容積率・地区計画埋蔵文化財包蔵地・がけ地条令対象地・東電地役権調査 等
- 3 インフラ調査 上下水道埋設管図・ガス埋設管図 等
- 4 現地調査 現地及び近隣の現況確認調査
- 5 地盤改良調査 近隣の地質調査データに基づく地盤改良の要否
- 6 不動産評価調査 国税庁路線価図・販売取引事例 等

調査報告書作成費用

100,000円(消費税別途)

調査期間

2週間



お問い合わせ先

TEL.048-477-2007

営業部 加藤まで
宅地建物取引士・相続診断士

創業
146年



増木工業株式会社

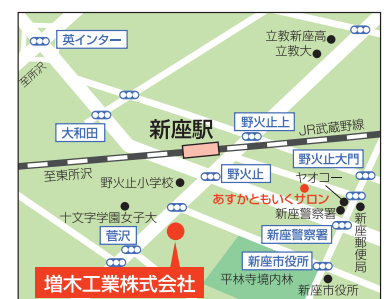
Panasonic Builders Group | パナソニックビルダースグループ

建設業許可 国土交通大臣(特-27)第23888号 宅地建物取引業免許 国土交通大臣(2)第8122号
一級建築士事務所登録(埼玉県知事登録(1)第11190号 東京都知事登録 第57037号)

TEL.048-477-2007 FAX.048-477-1167

〒352-0011 埼玉県新座市野火止三丁目10番7号

詳しくは 増木 検索 www.masuki.net/



20180910000